

国名	決算期(月)	最新決算入手時期(目安)	決算書入手/決算書入手可能企業
中国	12月	3ヶ月後から入手可能になる見込み。5月以降がベスト。	2014年10月の企業情報公開条例施行以降、従来(工商局へ)開示されていた内容の一部が任意開示となった。財務数値の入手率は比較的高いが、大項目レベルの報告にとどまることもある。
香港	12月	上場企業・・・約3ヶ月後	非常に低い。 タックス・ハイブン(税法上の優遇措置がとられている地域)のため、上場企業のみ決算書入手可能。未上場企業は決算書入手不可能。香港には上場企業が5,000社ほどしか存在しないため、ほとんどの場合入手できない。未上場で推定売上高のみ入手できる場合もあるが非常に稀である。
台湾	12月が多い。	上場企業・・・約6ヶ月後	比較的低い。 上場企業のみ決算書入手可能。未上場企業は大項目(調査に協力してもらった場合のみ大項目(払込済資本金、正味資本、負債総額、資産総額、売上高、営業利益、当期利益等)の推定値を入手可能。調査に協力してもらえる場合は高い。
韓国	12月が多い。 一部日系企業は3月。	4ヶ月後以降。 但し、外資系企業は遅い。	上場企業及び総資産約100億ウォン(約1億円)以上の非上場企業であれば、決算書を決算期から3ヶ月以内に政府機関(韓国金融監督院)に開示する義務がある。
シンガポール	12月が多い。 他月のこともある。	約6ヶ月後	比較的高い。 “PRIVATE EXEMPT LIMITED(株主が個人で20名以下かつ年間売上高500万シンガポールドル以下)”という小規模企業以外は、上場・未上場関係なく決算書を政府に開示する義務あり。
タイ	12月が多い。	原則6ヶ月後だが、 10～11ヶ月以降入手可能になることが多い。	非常に高い。 登記している企業であれば上場・未上場関係なく決算書を政府機関に提出する義務あり。
マレーシア	12月が多い。	原則6ヶ月後だが、 10～11ヶ月以降入手可能になることが多い。	非常に高い。 登記している企業であれば上場・未上場関係なく決算書を政府機関に提出する義務あり。 なお、ラブアン島にあるオフショア企業については、企業登記及び決算書の入手が出来ず、実質調査不能。
フィリピン	12月が多い。 他月のこともある。	7～8ヶ月後	非常に高い。 登記している企業であれば上場・未上場関係なく決算書を政府機関に提出する義務あり。4月末日までに企業が政府機関に最新決算書を提出、その後政府機関で審査をするので、7～8月以降に最新決算を入手できるようになる。
インド	3月が多い。 12月など他月のこともある。	約6ヶ月後	比較的高い。 上場企業、大手企業の場合、中間決算や四半期決算が入手できる場合もある。
インドネシア	12月が多い。 他月のこともある。	約7ヶ月後	低い。 総資産250億ルピア以上の現地企業と外資企業のみ決算書の開示義務あり。 法令順守の意識は極めて低く、実際には上場、保険、大手外資企業、金融機関、政府系企業以外は開示されない。開示しない場合、罰金を支払わなければならないが、これも実行されない。
ベトナム	12月	原則4ヶ月後だが、 10～11ヶ月以降入手可能になることが多い。	低い。 個人事業主や非常に小規模な企業以外は原則政府機関へ提出義務があるが法令順守の意識は極めて低く、また提出された内容は一般に公開されていない。非公式ルートより入手を試みるが、入手不可あるいは古い決算期しかない場合が多い。
中東	12月が多い。 他月のこともある。	上場企業・・・約6～12ヶ月後	非常に低い。 上場企業や政府系(王族系)は比較的手続きしやすいが、決算書開示義務が無い国が多い。調査に協力してもらった場合のみ、資産総額、売上高や純利益など推定値が入手できる場合もある。
アメリカ	12月が多い。 他月のこともある。	上場企業・・・約3ヶ月後	極めて低い。 上場企業は入手できるが、未上場は入手できない。
メキシコ	12月	上場企業・・・約3ヶ月後	極めて低い。 上場企業は入手できるが、未上場は入手できない。
ブラジル	12月	約3ヶ月後	低い。 株式会社のみ決算書開示義務あり。有限会社には開示義務がないため、多くの場合が有限会社の形態を取る。
その他中南米	12月	上場企業・・・約3ヶ月後	極めて低い。 上場企業は入手できるが、未上場は入手できない。
イギリス	12月が多い。 3月など他月のこともある。	上場企業・・・7ヶ月後 未上場企業・・・10ヶ月後 実際には上場でも10ヶ月程度、未上場は11～12ヶ月かかる場合も	非常に高い。 Partnershipを除き、登記している企業であれば上場・未上場関係なく決算書を政府機関に提出する義務あり(金融業界では一部例外あり)ただし、企業規模によって開示内容に差違あり。詳細は下記参照。 小規模企業(売上高£6.5百万以下、総資産£3.26百万以下、従業員数50名以下)⇒BSのみ 中規模企業(売上高£25.95百万以下、総資産£12.9百万以下、従業員数250名以下)⇒BS/PL概要 大規模企業及び上場企業 ⇒BS/PL
フランス	12月が多い。 他月のこともある。	原則約7ヶ月後だが、 10～12ヶ月以降入手可能になることが多い。	比較的高い。 株式会社(SA/SAS)及び有限会社(SARL/EURL)は決算書開示義務があるが、全体の20～30%の企業は罰金を払ってでも開示しない。
ベルギー	12月	約7ヶ月後	非常に高い。 上場・未上場に関わらず、多くの法人形態(SA/NV/SPRL/SCAなど)に決算書開示義務あり。
イタリア	12月が多い。 他月のこともある。	原則約7ヶ月後だが、 10～13ヶ月以降入手可能になることが多い。	比較的高い。 上場・未上場に関わらず、多くの法人形態(SpA/Srlなど)に決算書開示義務あり。 左記決算開示の時期について、明確な基準を設けていないためかなりルーズ。
スペイン	12月	原則約7ヶ月後だが、 実際には9ヶ月超かかることも。	比較的高い。 上場・未上場に関わらず、多くの法人形態(SA/SL/SRL/SC/SRCなど)に決算書開示義務あり。提出遅延時は最大で6万ユーロの罰金が科せられる。
ドイツ	12月	上場企業・・・約4～5ヶ月後 未上場企業・・・約12ヶ月後	低い。 AG及びGmbHの法人格を持つ企業に対してのみ決算開示の義務あり。ただし、企業規模によって開示内容に差違あり。詳細は下記参照。 小規模企業(売上高9,680千ユーロ以下、総資産4,840千ユーロ以下、従業員数50名以下)⇒BSのみ 中規模企業(売上高38,500千ユーロ以下、総資産19,250千ユーロ以下、従業員数250名以下)⇒BS/PL概要 大規模企業及び上場企業 ⇒BS/PL なお、非上場企業については稀に貸借対照表のみ入手できることもある。
スイス	12月	上場企業・・・約4～5ヶ月後	非常に低い。 タックス・ハイブン(税法上の優遇措置がとられている地域)のため、上場企業のみ決算書入手可能、未上場企業は決算書入手不可能。
オランダ	12月	上場企業・・・約4～5ヶ月後 未上場企業・・・10～13ヶ月後	低い。 上場は決算書一式、中規模会社は貸借対照表と損益計算書の要旨、零細規模の会社は貸借対照表の要旨のみ提出義務
ロシア	12月	約7ヶ月後	比較的高い。 Closed・Private JSC/OAO/OOO、銀行など多くの法人形態に対して、政府機関(税務署/統計局)への決算書開示義務
東欧	12月	約8～11ヶ月後	比較的高い。 アルバニア、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モルドバ以外は決算書入手可能。

※ 上記はあくまで目安です。